

令和5年度 事業計画

第Ⅰ 基本方針

長期化する新型コロナウイルス感染症は、4年目となった現在も未だにその収束が見通せず、更に国際情勢の混乱が社会経済活動の低迷をもたらし、シルバー人材センター事業(以下「シルバー事業」という。)においても、会員の減少や契約額の低迷など大きな影響が出ている。

令和4年版高齢社会白書によると、令和3年10月1日現在、65歳以上の人口は、3,621万人となり、総人口1億2,550万人に占める割合(高齢化率)は28.9%となった。今後も総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、令和18年には33.3%で3人に1人となる見込みである。人口の減少が続く山口県の高齢化率はさらに厳しく、既に全国3位の35.0%と高い割合となっている。

このような状況下でありながら、県下シルバー人材センター(以下「センター」という。)では、全国シルバー人材センター事業協会(以下「全シ協」という。)の「第2次会員100万人達成計画」に基づき、コロナ前水準(令和元年度数値)の会員数を目標とし、その回復に取り組んできたところではあるが、会員減少は更に深刻さを増し、地域のニーズに十分に答えることが難しくなっている。

山口県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という。)としても、令和4年度に引き続き令和5年度も最重要課題である会員拡大を核に据えて、令和元年度末の会員数以上を目標とし、企業退職者層への働きかけの強化、女性会員の拡大、退会抑止、多様な就業機会の開拓など、重点的に取り組むこととする。

シルバー事業の要である安全就業については、会員の高年齢化を踏まえ、会員が安心して就業できるよう安全対策の徹底を図り、事故ゼロを目指すとともに、近年増加傾向にある草刈作業中の飛石による損害賠償事故根絶のため、適切な事故防止対策を推進し、地域社会からの信頼を取り戻していく。

また、山口県の新たな5ヶ年計画「やまぐち未来維新プラン」に掲げられる地方においてこそそのDX(デジタルトランスフォーメーション:デジタル技術によって社会や生活スタイルを変えること)推進に従い、シルバー事業においてもデジタル技術を積極的に活用して事務の効率化及び会員や発注者に対するサービス向上を図る。

これらを踏まえて、国・地方公共団体をはじめ、地域社会のシルバー事業に対する期待に応えるため、より一層の会員拡大、多様な就業機会の確保、及び社会参加の促進、安全就業を目指し、本計画に掲げた具体的取組をセンターと連合会が一体となって推進していく。

令和5年度の連合会の重点的事業計画は以下のとおりである。

第Ⅱ シルバー人材センター事業

1 会員の拡大

組織強化のための最重要課題であることから、コロナ以前の水準に戻すこととする全シ協の第2次会員100万人達成計画に基づき、連合会の令和5年度目標の達成に向け、事業活動の普及啓発と併せて、入会促進、女性会員の拡大及び退会防止に取り組みながら、魅力あるセンターを目指す。

また、会員拡大に資するデジタル化を推進していく。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 女性会員の活動活性化と活躍事例の発信
- (2) 会員拡大に資するデジタル化の推進
- (3) 会員紹介報奨制度の継続実施
- (4) 会員拡大検討チームでの検討継続
- (5) シルバーフレンドリーショップ制度の拡充
- (6) 魅力あるセンターづくりのための会員アンケート実施
- (7) 関係行政機関の広報誌、地方紙及びマスコミを活用した広報の実施
- (8) アクティブシニア事業等他団体との連携
- (9) 全国・県内の優良事例の発信
- (10) 事業委員会の開催

2 就業機会の拡大

会員の就業ニーズと地域の商工会議所等の協力を得て地域企業等のニーズを把握・分析し、各センターと連携し、高齢者が地域の担い手として活躍できる就業分野の開拓・就業機会の拡大に努める。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進
- (2) 介護就業促進のためのトライアル奨励制度の推進
- (3) 諸団体等の会議を活用したシルバー事業のPR
- (4) 福祉・家事援助（新総合事業含む）及び子育てサービス支援事業の推進
- (5) 空き家管理事業の推進
- (6) 独自事業の開発及び取組の推進
- (7) 広域的な就業の需給調整及び就業開拓
- (8) 就業開拓に資するデジタル化の推進
- (9) 事業委員会の開催

3 安全就業の推進

シルバー事業の運営にあたって、会員の安全就業が基本である。「安全は全てに優先する」を念頭に、重篤、傷害事故の撲滅及び高齢化している会員の健康の確保を図り、コロナ感染症対策も含め、安全対策を徹底していく。

また、センター役職員及び会員に対し、安全就業の推進に係る情報提供及び指導・

助言・研修を行うとともに、安全就業の意識高揚と啓発活動を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 安全就業推進大会の開催（7月）
- (2) 安全・適正就業強化月間の推進（7月）
- (3) 安全パトロールの実施（8月～10月 6センター）
- (4) 事故状況の収集・集計とその分析及び情報提供
- (5) 班長・リーダー研修会の開催
- (6) 会員の健康診断受診啓発
- (7) 安全委員会の開催

4 適正就業の推進

就業分野の拡大及び就業形態の多様化が進む中で、法令遵守はもとより、厚生労働省が作成した「適正就業ガイドライン」の徹底を図り、適正就業を指導・推進する。

また、センター役職員及び会員に対し、適正就業の推進に係る情報提供及び指導・助言を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 安全・適正就業強化月間の推進（7月）
- (2) 受託事業の点検による適正就業の推進

5 労働者派遣事業の推進

労働力人口が減少し、人手不足分野等でますます多様化する発注形態に対応するため、県下の実施事業所と連携して労働者派遣事業（以下「派遣事業」という。）の適正な事業運営を推進し、就業機会の拡大及び適正就業に努め、会員への就業機会の確保・提供を行う。

また、派遣事業に係る統括管理（労働契約、会計管理及び行政への対応等）等を行うと共に、実施事業所への指導を行う。

- (1) 派遣事業の適正な事業運営
- (2) 同一労働同一賃金への的確な対応
- (3) 派遣労働者に対する教育訓練等の実施
- (4) 派遣担当者会議の開催
- (5) 高齢法第39条に基づく業務拡大の適正な実施
- (6) 派遣委員会の開催

6 職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者に対して、適正かつ適切な職業紹介を行うとともに、職業紹介事業に係る統括管理（契約書の管理、会計の管理、行政への実績報告等）を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 有料職業紹介事業の適正な事業運営

7 高齢者活躍人材確保育成事業

山口労働局から受託する高齢者活躍人材確保育成事業を活用し、高齢者の就業機会を確保するため、企業に対しセンターを積極的に周知・広報するとともに、就業体験、技能講習、出前講座・説明会等を通じて、センターの新規会員やセンターを新たに活用する企業を増やしていく。

- (1) 自治体広報誌、新聞、テレビ等の媒体を活用した積極的な広報を行う。
- (2) 高齢者(60歳以上)、企業等退職予定者(55歳以上)、企業等を対象とする説明会等を開催し、センターに関する積極的な周知・広報を行う。
- (3) センター入会希望者及び職種転換を希望する会員、若しくは昨年度1年間就業していない会員を対象とした、技能講習や就業体験を実施する。

8 普及啓発活動の推進

シルバー事業の意義、理念・仕組みの理解及び事業活動等を広く県民に周知するとともに、事業活動への参加及び協力を求めるため、県内全域で効果的かつ効率的な普及啓発活動を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 10月の普及啓発月間の推進
- (2) ホームページを活用した周知・広報
- (3) 連合会会報(連合会やまぐち)の発行(年2回)
- (4) 地域関連イベント等への積極的な参加
- (5) 関係行政機関の広報誌、地方紙及びマスコミへの掲載依頼
- (6) テレビ、ラジオ等メディアを活用した広報
- (7) シルバー事業運営状況の作成

9 調査研究の実施

シルバー事業を発展・拡充するため、高齢化の状況、高齢者を取り巻く雇用失業情勢及び地域社会の雇用・就業ニーズなどを分析しながら、社会経済の変化に適合したシルバー事業の運営を図るためシルバー事業の調査・分析等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) シルバー事業の事業概要等の収集・集計と分析及び情報提供
- (2) 事故状況の調査・分析及び情報提供
- (3) 魅力あるセンターづくりのための会員アンケート実施

10 指導相談・研修事業等

複雑多様化するシルバー事業活動の適正・効率的な運営を行うとともに知識・企画力の向上を図るため、センター役職員及び会員に対し専門的又は実践的な情報提供、指導・助言、研修等を行う。

また、令和5年10月のインボイス制度導入に係る必要な対応等の情報、及び令和4年度から検討されている「契約方法の見直し」に係る情報について随時、提供していく。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 事業を円滑に推進するための全国及び県内の情報収集・提供
- (2) 契約書の作成等法令遵守の業務運営及び事務処理の指導
- (3) インボイス制度導入に係る情報収集・提供
- (4) 「契約方法の見直し」に係る情報収集・提供
- (5) 新規事業等における事業拡大等の企画、会議、研修会の開催及び支援
- (6) 事業推進及び会計・経理処理の会議、研修会の開催及び指導
- (7) 人権啓発の研修会の開催及び指導
- (8) 全シ協及び各種団体等が行う会議、研修会等への参加

第Ⅲ 法人管理事業

1 総会、理事会及び諸会議（研修会）の開催

定款に定める総会及び理事会の開催を含め、当連合会の事業を推進するため、次のとおり各種会議（研修会）を開催する。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 定 時 総 会 | |
| (2) 理 事 会 | 3回以上 |
| (3) 総 務 委 員 会 | 3回以上 |
| (4) 事 務 局 長 会 議 | 3回以上 |
| (5) 各種会議（研修会） | 役員・職員等、会計・経理担当者等 |

2 事業実施計画

第4次中期基本計画に基づき、今年度の目標数値を次のとおりとし、その達成に努める。

- | | | |
|-------------|-------|-------------|
| (1) 会員数の目標 | 会 員 数 | 10,046人 |
| | 粗入会率 | 1.9% |
| (2) 就業機会の目標 | 就業実人員 | 8,235人 |
| | 就業延人員 | 889,336人 |
| | 契約金額 | 4,313,537千円 |

3 シルバー事業支援要請活動

超高齢社会において会員の豊かな知識・技能の発揮が可能となり、センターが果たしている事業役割を理解いただき、事業推進のための補助金の確保や地方公共事業の発注など、シルバー事業のさらなる発展が図られるよう関係方面へ支援要請活動を行う。